

## 1 経緯等

### (1) 「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」(平成23年10月総務省)

指定試験機関が行う遊技機の型式試験に係る手数料について、相当の収入超過が生じており、これを割り引く余地があるとの指摘。

(注) 収入超過の主たる要因は、試験途中に不適合となることが判明した場合、申請者の希望に応じ、その段階で試験を終了して結果書を交付する運用(以下「即交付運用」という。)を行っていることにある。

### (2) 手数料標準額の見直しの観点

- 即交付運用により削減される費用を減じる
- 試験機器の最新化による遊技機の複雑化への対応や試験事務の合理化の実態を反映させる
- 人件費等の単価を最新のものとする
- その他試験業務の実態を反映させる

(注) 都道府県は、手数料の徴収について、風営法施行令で定める額を徴収することを標準として条例を定めることとされている。

## 2 政令案の概要

### (1) 遊技機の型式試験等に係る手数料標準額の見直し(令第10条の2)

上記観点から型式試験に係る手数料標準額を改めるとともに、型式試験と同じ内容の試験事務を含む遊技機の認定、遊技機の型式の検定及び指定試験機関が行う遊技機試験についても、それぞれの実態を踏まえつつ手数料標準額を改める。

### (2) 風俗営業の許可等に係る手数料標準額の見直し(令第16条)

風俗営業の許可及び遊技機の変更の承認についても、遊技機の認定等と同じ内容の事務を含むこと等から、それぞれの実態を踏まえつつ手数料標準額を改める。

## 3 意見募集の結果

平成24年12月14日から平成25年1月12日までの間、上記の改正案について意見公募手続を実施したところ、1,356件の意見が寄せられた。寄せられた意見の概要及びこれに対する警察庁の考え方は、別添のとおりである。

## 4 今後の予定

平成25年2月1日 閣議

平成25年2月6日 公布

平成25年4月1日 施行

(注) 都道府県は、警察関係手数料条例の改正案を定例議会に上程し、平成25年3月中を目途に可決、公布する。

## 1 風営法第20条第5項の規定による指定試験機関の指定について

### (1) 経緯

平成24年2月16日、一般社団法人遊技機試験機構から、遊技機の認定又は遊技機の型式の検定に必要な試験事務を実施する指定試験機関の指定の申請があり、その後、数度にわたり申請の補正を求めてきたところ、平成24年12月26日、最終的な補正が終了。

### (2) 指定の基準（遊技機規則第17条の2）

- 一般社団法人又は一般財団法人であって、その役員及び一般社団法人にあっては社員の構成が試験事務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 試験員の数が試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な数以上であること。
- 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な種類及び数の試験設備が確保されていること。
- 試験事務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎を有するものであること。

### (3) 審査結果

上記基準のいずれにも該当すると認められるため、指定試験機関として指定することとする。

なお、試験事務を開始するに当たっては、試験事務の実施に関する規程を定めて国家公安委員会から承認を受けた上（遊技機規則第21条）、都道府県公安委員会から試験事務の委託を受ける（遊技機規則第12条）必要がある。

## 2 風営法第20条第5項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則案について

上記指定に伴い、指定試験機関の名称等として、一般社団法人遊技機試験機構に係る事項を追加して定めることとする。

公安委員会  
説明資料No. 3

警察庁長官に対する開示請求の決定  
について(行政機関個人情報保護法関係)

平成25年1月24日  
総務課

(略)

公安委員会 説明資料No. <b>4</b>	平成25年度警察庁予算 の査定状況について	平成25年1月24日 会 計 課 総 務 課 人 事 課
---------------------------	--------------------------	---------------------------------------

現在、財政当局と調整中の平成25年度警察庁予算（案）の概要については、以下のとおり。

- 1 総額 244,079百万円
- (1) 一般会計 240,963百万円
- (平成24年度予算額 239,959百万円  
対前年度比較増減額 1,004百万円 (0.4%))

	24年度予算額	25年度査定額	比較増(△)減額
人件費	103,851百万円	97,462百万円	△6,389百万円(△6.2%)
物件費	136,108百万円	143,501百万円	7,393百万円(5.4%)
計	239,959百万円	240,963百万円	1,004百万円(0.4%)

※ 事項要求を行っていた交通安全施設整備費補助金（円滑化対策分）については、4,303百万円を計上

※ うち3,884百万円については、復興特別会計への繰入れのため、(2)と二重計上

- (2) 東日本大震災復興特別会計 7,000百万円

## 2 主な内容

- (1) サイバー空間の脅威への対処 1,782百万円
- (2) 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 9,961百万円
- (3) 組織犯罪対策の推進 4,014百万円
- (4) テロの未然防止と緊急事態への対処態勢の強化 4,977百万円
- (5) 安全・安心な国民生活の確保 24,583百万円
- (6) 警察基盤の充実強化 28,694百万円
- ア 人的基盤の充実強化 416百万円
- 地方警察官の増員 増員数 545人（大臣折衝(1月27日)）
- 国家公務員の増員 増員数 132人
- イ 装備資機材・警察施設の整備充実 28,278百万円
- (7) 東日本大震災からの復興に向けた各種施策の推進 7,000百万円

## 3 組織改正

警察行政運用支援室、サイバー攻撃対策官及び取調べ技術総合研究・研修センターの新設

## 1 経緯

いじめを受けていた少年が自殺等深刻な事態に至ったという重大な事案が発生するなど、学校におけるいじめ問題をめぐり少年の保護と非行防止の両面から憂慮すべき事態が生じていることから、文部科学省との協議等を経て、警察と学校等との連携を強化するなどして学校におけるいじめ問題に的確に対応していくこととするもの。

## 2 概要

### (1) 学校におけるいじめ問題への対応に関する基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為（触法行為を含む。）がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっていかななければならない。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査、補導等の措置を積極的に講じていく必要がある。

### (2) いじめ事案の早期把握

少年相談活動等のほか、学校等との情報共有態勢の構築及びスクールサポーター制度の活用による連携強化等を通じて、いじめ事案の早期把握を推進する。

### (3) いじめ事案に関する情報の集約及び共有等

いじめ事案に関する情報は、学校の所在地を管轄する警察署に集約し、学校等と緊密に連携して対応する。

### (4) 把握したいじめ事案への適確な対応

事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しつつ、下記に配意して適確な対応を行う。

ア 被害少年の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高い事案については、迅速に捜査等に着手する。

イ アに当たらない事案でも、被害少年又はその保護者が犯罪行為として取り扱うことを求めるときは、原則として被害の届出を即時受理した上、捜査等を推進する。

ウ ア及びイのいずれにも当たらない事案については、一義的には教育現場における対応を尊重することとし、必要に応じて、学校等を適切に支援するほか、加害少年に注意・説諭する。ただし、学校等の指導に十分な効果が見られないような場合には、必要に応じて、警察としてのより主体的な対応を検討する。

## 3 今後の予定

生活安全局長通達「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」を発出し、都道府県警察における上記対応の徹底を図る。

## 1 趣旨

- (1) 一連の遠隔操作ウイルス等による犯行予告事案を受けた再発防止策については、その検証結果を踏まえ、「インターネットを利用した犯行予告・ウイルス供用事件の誤認逮捕事案を受けた今後のサイバー犯罪捜査の在り方について」(平成24年12月14日付け警察庁丙刑企発第106号ほか)により示したところ。
- (2) 本プログラムは、今回の事案により明らかとなった警察の捜査力の不足を踏まえ、サイバー空間において今後起こり得る様々な事態にも対処できるよう、サイバー犯罪対処能力の強化等に向けて当面緊急に推進すべき施策を取りまとめたもの。

## 2 骨子

### (1) 対処能力の向上

#### ア 捜査力及び解析力の強化

- ・ 官民人事交流
- ・ 民間企業への講義委託等による効果的な教育・訓練の実施
- ・ ハッカーからの協力の確保
- ・ T o r 等高度匿名化技術に係る調査・研究 等

#### イ 体制の整備

- ・ サイバー犯罪捜査員・解析担当職員等の増員
- ・ 警察庁の体制の在り方の検討
- ・ 不正プログラム解析センターの拡充 等

#### ウ 資機材の整備

- ・ 新種のウイルスを検知するためのシステムの高機能化 等

### (2) 民間事業者等の知見の活用

#### ア 情報共有枠組みの構築

- ・ アンチウイルスベンダーとの情報共有枠組みの構築 等

#### イ 官民一体となったサイバー犯罪抑止対策の推進

- ・ 通信履歴の保存に係る民間事業者等の取組を促進
- ・ 悪質なサイト管理者の管理責任の明確化
- ・ スマートフォン用アプリに係る被害防止対策 等

#### ウ 民間の知見の捜査等への活用

- ・ 民間事業者等への手口分析等の嘱託
- ・ 解析対象となる電子機器等の技術情報に関する協力強化

### (3) 国際連携の推進

- ・ 外国捜査機関等との情報共有の強化
- ・ サイバー犯罪に係るリエゾン派遣 等

### (4) 広報啓発

「情報セキュリティ月間」(毎年2月)、民間事業者との会議、ウェブサイト等あらゆる機会・手段を通じた広報啓発活動の推進

公安委員会	通学路における緊急合同点検の	平成25年1月24日
説明資料No. 7	取組状況について	交通規制課

### 1 概要

通学路における交通安全の確保については、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の公立小学校の通学路を中心に緊急合同点検を実施し、対策が必要な箇所を抽出したところであるが、これらの箇所に係る対策の取組状況について、平成24年11月末までに決定した内容を報告するもの。

### 2 点検を実施した期間

平成24年5月30日から同年8月31日まで

※ 期間内に点検を実施できなかった箇所については、9月1日以降に実施

### 3 点検の実施結果（平成24年11月30日現在）

- 緊急合同点検実施箇所数 80, 161箇所
- 対策必要箇所数 74, 483箇所
  - うち警察が対策を実施する箇所 19, 715箇所
  - うち対策実施済み箇所 7, 452箇所

### 4 点検結果を踏まえた対策の推進状況（平成24年11月30日現在）

上記の対策必要箇所において、学校、道路管理者、警察が道路交通実態に応じて、ハード・ソフトの両面から実施可能な対策を推進中

～警察による主な対策～

	設置(実施)済み		設置(実施)予定	
信号機の新設	91	交差点(箇所)	1002	交差点(箇所)
信号機の歩車分離化	44	交差点	182	交差点
横断歩道の新設	443	本	2386	本
通行禁止規制の実施・変更	50	区間	429	区間
一時停止規制の実施・変更	138	交差点	445	交差点
路側帯の新設・延伸	22	区間	68	区間
道路標識の設置、更改等	1493	本	2899	本
道路標示の設置、更改等	1338	箇所	1784	箇所

### 5 今後の予定

学校及び道路管理者と連携し、対策必要箇所における必要な対策を実施可能なものから引き続き推進していく。

公安委員会	新型インフルエンザ等対策	平成25年1月24日
説明資料No. 8	特別措置法施行令案について	交通規制課

## 1 概要

都道府県公安委員会は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策についての訓練を実施するに当たって、政令で定めるところにより、交通規制を実施することができることとされているため、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令において、当該交通規制の手続について定めるもの。

（法は、平成24年5月11日に公布、公布の日から1年以内に施行。）

## 2 内容

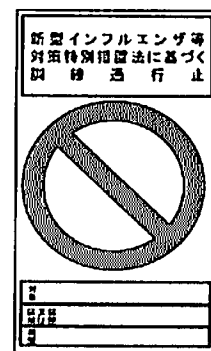
### (1) 訓練時における交通規制（法第12条第2項関係）

都道府県公安委員会は、新型インフルエンザ等対策についての訓練の効率的な実施を図るため特に必要があるときは、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

### (2) 本施行令の内容（交通規制の手続）

法第12条第2項の規定による通行の禁止又は制限の手続については、以下に掲げる手続を要することとする。

- 所定の様式の標示の設置（右図参照）
  - 適当な回り道の明示
  - 関係公安委員会への事前通知
  - 事前広報の実施
- 等



### (3) 訓練の例

- ワクチンや患者の搬送訓練
  - 大規模かつ集中的な集団接種訓練
- 等

## 3 今後の予定

4月中旬 閣議決定（予定）



## 1 これまでの経過

- ・ 1月16日5時40分（日本時間同日13時40分）頃、アルジェリアのイナメナスにおいて、武装集団が石油プラントを襲撃。
- ・ A社邦人関係者17人を含む外国人多数が拘束され、人質となった。
- ・ 17日から19日にかけて、アルジェリア軍は武装集団に対し、人質救出のための軍事作戦を実施。
- ・ 21日、城内外務大臣政務官一行が、現地の病院において日本人とされる7人の方の御遺体と対面。警察職員、A社関係者と共に確認作業を行った結果、同社の日本人社員であることが判明。

## 2 対応

### (1) 体制

- ・ 国際テロリズム対策課長を長とする対策室を設置（1月16日17時00分）
- ・ 警備局長を長とする対策本部を設置（同月17日9時30分）

### (2) 国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の活動状況

- ・ 17日、TRT-2の派遣を決定。
- ・ 18日未明、TRT-2をアルジェリアに向けて派遣。
- ・ 18日午後、首都アルジェに到着。以後、多数の人質を拘束して立てこもる武装集団に関する様々な情報の収集等を実施。また、邦人の安否確認に当たっても、在アルジェリア日本大使館を支援。
- ・ 21日には、城内外務大臣政務官の一行に加わり、A社関係者と共に、イナメナスにて御遺体の確認作業を実施。

## 3 今後の取組

引き続き、邦人の安否に係る情報収集を徹底するとともに、今回の事件の真相解明に全力を挙げる。

警視庁は、資産凍結措置の対象であるイランの海運会社に、経済産業大臣の許可を受けずに支払を行った外為法違反（無許可支払）の疑いで、海運代理会社の役員ら3名を、1月23日（水）、通常逮捕した。

#### 1 被疑者

(1) 被疑者甲

住 居 神奈川県鎌倉市  
職 業  
氏 名 (64歳)

(2) 被疑者乙

住 居 神奈川県川崎市  
職 業  
氏 名 (58歳)

(3) 被疑者丙

住 居 東京都渋谷区  
職 業  
氏 名 (40歳)

#### 2 逮捕罪名

外国為替及び外国貿易法違反（無許可支払）

#### 3 事案の概要

被疑者らは、共謀の上、資産凍結措置の対象であるイランの海運会社、A社  
に対し、経済産業大臣の許可を受けずに、運送代金債務の支払をすることを企て、A社からの支払指示に基づき、

第1 平成23年11月24日、A社の関連会社であるシンガポールのB社  
の銀行口座に400万円を送金し、

第2 平成24年2月17日、 B社の銀行口座に1,000万円を送金し、  
もって、それぞれ経済産業大臣の許可を受けずに、資産凍結対象団体であるA社  
に支払をしたものである。

#### 4 参考

本件は、対イラン制裁措置違反（外為法第16条第1項違反）として初めての検挙事例となる。